

令和8年度

事業概要

経済観光局

目 次

I	経済観光局の概要	1
II	組織と事務分掌	3
III	令和8年度 主要施策の概要	5

経済観光局の概要

1. 局長 大畑 公平

2. 局の職員数 252人（令和8年4月20日現在）

3. 令和8年度予算の概要

(1) 一般会計 予算 (単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
17 使用料及手数料	566,872	7 商工費	7,325,582
18 国庫支出金	125,763	8 農政費	3,773,627
19 県支出金	829,999	13 教育費	50,000
20 財産収入	333,347		
21 寄附金	114,060		
22 繰入金	82,322		
24 諸収入	1,937,749		
25 市債	764,000		
歳入合計	4,754,112	歳出合計	11,149,209

(2) 市場事業費 予算 (単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
1 事業収入	1,934,055	1 事業費	9,298,327
2 国庫支出金	579,104	2 繰出金	772,659
3 県支出金	6,252	3 予備費	3,000
4 繰入金	746,574		
5 繰越金	1		
6 市債	6,808,000		
歳入合計	10,073,986	歳出合計	10,073,986

(3) 食肉センター事業費 予算

(単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
1 事業収入	265,720	1 事業費	872,147
2 繰入金	543,821	2 繰出金	231,394
3 市債	296,000	3 予備費	2,000
歳入合計	1,105,541	歳出合計	1,105,541

経済観光局

経済政策課

- (1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関する事。
- (2)産業の振興に関する企画、立案及び調整に関する事。
- (3)大規模小売店舗の立地に関する事。
- (4)中小企業の融資に関する事。
- (5)雇用及び就労状況に関する連絡及び調整に関する事。
- (6)勤労者の福利厚生に関する事。

企業立地課

- (1)企業立地に関する事。
- (2)対内投資の促進に関する事。
- (3)企業の誘致に関する事（他の所管に属するものを除く。）。
- (4)都市型創造産業に関する企画、立案、調整及び推進に関する事。

国際課

- (1)国際施策の推進に関する企画、調査及び調整に関する事。
- (2)姉妹都市等との交流に関する事。
- (3)国際的な儀式及び交際に関する事。
- (4)企業の海外展開支援に関する事。

新産業・科学技術課

- (1)新産業の育成に関する事。
- (2)海外拠点を活用した経済交流に関する事。

ものづくり産業課

- (1)成長産業の育成に関する事。
- (2)工場立地に関する事。
- (3)工業の振興に関する事。
- (4)地場産業の育成及び振興に関する事。
- (5)生活文化産業の振興に関する事。
- (6)技能の振興に関する事。

商業流通課

- (1)商店街、小売市場その他の地域商業の振興に関する事。
- (2)流通対策に関する連絡及び調整に関する事。

観光企画課

- (1)観光及びMICEの振興に係る総合的企画、調査及び連絡調整に関する事。
- (2)泉源の管理に関する事。

農政計画課

- (1)農政の総括並びに関係機関との連絡及び調整に関する事。
- (2)農業の振興に関する企画及び推進に関する事。
- (3)農業及び漁業の担い手に係る施策に関する事。
- (4)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する事（他の所管に属するものを除く。）。
- (5)人と自然との共生ゾーンに関する事（他の所管に属するものを除く。）。
- (6)農村地域の総合整備に関する調査、計画及び調整に関する事。
- (7)農業用ため池の整備に関する調査、計画及び調整に関する事。
- (8)農地・農業用施設の災害復旧工事に関する事。
- (9)森林の保護及び育成に関する連絡及び調整に関する事。
- (10)水産関連施設の土木工事に関する事。

農水産課

- (1)地域資源循環型農業の推進に関する事。

- (2)農水産物等の消費の拡大に関する事。
- (3)園芸作物の生産の振興及び技術の普及に関する事。
- (4)観光農業に関する事。
- (5)沿岸域の漁業の振興に関する事。
- (6)漁港の管理及び整備計画に関する事。

西農業振興センター（第2類事業所）

- (1)農業振興地域の管理に関する事（他の所管に属するものを除く。以下同じ。）。
- (2)人と自然との共生ゾーンに関する事。
- (3)都市農村交流の推進に関する事。
- (4)農地の有効活用の推進に関する事。
- (5)農業の担い手の育成に関する事。
- (6)土地基盤整備の推進に関する事。
- (7)農業・農業用施設の災害復旧に係る調査に関する事。
- (8)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する事。
- (9)米麦及び園芸作物の振興に関する事。
- (10)農業生産環境に関する事。
- (11)観光農業に関する事。
- (12)畜産物の生産及び技術の普及に関する事。
- (13)家畜の衛生及び防疫に関する事。
- (14)畜産物の消費拡大に関する事。
- (15)前各号に掲げるもののほか、農政に関する事務、農業の振興及び畜産の振興に関する事。

北農業振興センター（第2類事業所）

- (1)農業振興地域の管理に関する事（他の所管に属するものを除く。以下同じ。）。
- (2)人と自然との共生ゾーンに関する事。
- (3)都市農村交流の推進に関する事。
- (4)農地の有効活用の推進に関する事。
- (5)農業の担い手の育成に関する事。
- (6)土地基盤整備の推進に関する事。
- (7)農業・農業用施設の災害復旧に係る調査に関する事。
- (8)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する事。
- (9)米麦及び園芸作物の振興に関する事。
- (10)農業生産環境に関する事。
- (11)観光農業に関する事。
- (12)前各号に掲げるもののほか、農政に関する事務及び農業の振興に関する事。

中央卸売市場運営本部

経営課

- (1)本場、東部市場及び西部市場（次号において「本場等」という。）の総合調整及び運営の企画に関する事。
- (2)本場等の経営の分析及び改善に関する事。
- (3)卸売業者、仲卸売業者及び関連事業者の業務検査及び財務検査の事務管理に関する事。

本場、東部市場、西部市場（第2類事業所）

- (1)市場の運営、調査及び統計に関する事。
- (2)施設整備の計画及び実施に関する事。
- (3)業務の許可及び市場施設の指定等に関する事。
- (4)各種の使用料等の徴収に関する事。
- (5)市場の維持管理、保安衛生及び清掃に関する事。
- (6)市場関係事業者に対する許可等及び指導監督に関する事。
- (7)市場関係事業者の業務の検査及び経営指導に関する事。
- (8)買出人の指導に関する事。

農業委員会事務局

- (1) 農業委員会の庶務所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- (2) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）その他の法令に基づく農地関係事務に関すること。
- (3) 農地利用の最適化の推進に関する事務に関すること。

令和8年度 主要施策の概要

[I. 稼ぐ力の強化・域内経済循環の活性化]

1. 中小事業者の経営基盤強化

(1) 人材確保支援

①若年人材等の採用・定着支援

(経済政策課)

中小事業者等の人材確保および大学生や専修学校生等の若者の市内就職を促進するため、市内中小事業者ならびに中堅企業に勤務している市内在住の若年従業員に対する住宅手当等の上乗せ補助の対象を拡大するとともに、合同企業説明会等を開催する。

②就職氷河期・シニア世代の就労支援

(経済政策課)

事業者の人材確保および就職氷河期・シニア世代の活躍を支援するため、市内事業者への訪問・相談や事業者向けセミナーを通じて、効果的な求人開拓を行うとともに、キャリア相談や合同就職面接会、出張相談会等、求職者に向けた多面的な就労支援を実施する。

(2) DX 推進支援・省力化の推進

(ものづくり産業課)

DXによる経営課題解決を目指す中小企業に対して、相談窓口の設置や専門家派遣、システム導入にかかる費用の補助等を実施する。

また、市内中小企業の人手不足への対応を後押しするため、省力化につながる製品を研究・開発・実証する企業に対する補助を拡充する。

(3) 設備投資・研究開発支援

(経済政策課、ものづくり産業課)

中小事業者の操業基盤の強化を図るため、技術力や生産性の向上、受注拡大、研究開発機能の強化に資する設備投資にかかる費用を補助する。

また、ものづくり技術の高度化と市内産業の振興を図るため、中小事業者が行う

水素関連事業や省力化につながる製品をはじめとする新事業展開のための製品開発等にかかる費用を補助する。

さらに、持続的な企業のコスト削減を促すため、国の重点支援地方交付金を活用し、省エネ設備更新を支援する。

(4) 経営改善支援

(経済政策課)

物価高騰、人手不足の影響を受け、資金繰りに苦慮する小規模事業者を支援するため、中小企業融資制度（市独自資金）の融資限度額を引き上げるとともに、新たな事業展開や経営の効率化等に取り組む小規模事業者への信用保証料補助を拡充する。

また、中小事業者の様々な経営課題を解決するため、神戸商工会議所等と連携して経営や金融に関する窓口相談を行うとともに、経営課題解決に取り組む中小事業者等に対して、中小企業診断士等の資格をもった専門家を派遣する。

2. 神戸経済のグローバル化・イノベーション創出

(1) グローバル展開の支援

① 国際的プレゼンスの向上

(経済政策課、企業立地課、新産業・科学技術課、国際課)

海外プロジェクトへの市内企業の参画や技術連携を促進するため、国際開発金融機関（アジア開発銀行）との連携を強化し、神戸市の国際的プレゼンスの向上に取り組むとともに、姉妹都市を含む海外都市、東南アジア・北米・欧州の拠点等を通じた、情報収集及び神戸の産業発展に資する国際ビジネス交流を実施する。



(ビジネスマッチング支援)

また、世界中の情報や資源とつながり神戸経済の発展を促進するため、海外関係機関と連携し市内スタートアップ等の海外展開を支援するとともに、ビジネスマッチングを通じた海外スタートアップ等の市内でのビジネス展開を実施する。

② 海外ビジネス支援

(国際課)

市内事業者の海外への販路開拓を促進するため、多くのバイヤーが参加する台湾での海外展示会への出展を支援するとともに、米国市場への食品輸出の促進に向けて、商材選定・改良から規制対応、テストマーケティングまで一貫した伴走サポート等を実施する。

また、経済成長が著しいアフリカ地域における、新たなビジネス機会の創出や地域経済の活性化を図るため、アフリカビジネスフォーラムの継続開催に加え、アフリカ進出を具体的に検討する市内企業・スタートアップを対象に、市場調査や販路開拓に関する支援を実施する。

(2) イノベーション創出支援

① 人材育成・スタートアップ等の創出・成長支援

(企業立地課、新産業・科学技術課)

AI 関連技術が全産業分野において不可欠な基盤になることを見据え、AI・データサイエンスに関する素養、ビジネス力、各分野の専門知識を備えた人材を育成するため、大学等と連携した研修プログラム等を実施するほか、AI 技術を活用した市内企業等の新たな事業の創出をさらに促進する。

また、創業支援、資金調達、海外展開等スタートアップの成長段階に合わせた支援に取り組むとともに、先端科学技術を活用したスタートアップの支援体制を強化し、さらなる神戸のスタートアップの成長につなげる。

② 企業誘致のさらなる推進

(経済政策課、企業立地課、新産業・科学技術課)

税軽減やオフィス賃料等補助制度等のインセンティブを活用し、多様な進出ニーズに合わせた誘致活動を行う。さらに、海外拠点との連携や AI の活用検討等、神戸経済の活性化に資する域外企業の市内進出と投資促進に積極的に取り組む。

3. 市内産業の活性化

(1) 地元企業の新規事業創出支援

(企業立地課、新産業・科学技術課)

市内企業の高付加価値化を図るため、新規事業開発プログラムを提供し、市内事業者の事業創出を支援する。また、ものづくり産業の魅力を国内外に発信し、企業間取引を促進させるため、オープンファクトリーを開催する。

さらに、市内クリエイティブ人材の持続的な成長と取引機会の拡大を目指し、市内クリエイティブ人材と企業との協業を支援する。



(オープンファクトリー)

(2) ファッション産業の振興

(ものづくり産業課)

神戸ファッション産業の活性化を図るため、灘の酒・スイーツ・真珠・ケミカルシューズ等の販路開拓や魅力発信に向けて、関係団体と連携したプロモーションイベント等を実施する。

(3) 地域商業の活性化

(経済政策課、企業立地課、ものづくり産業課、商業流通課、農水産課)

地域の個性を活かしたまちのにぎわいを創出するため、商店街・小売市場が主体的に取り組むにぎわいイベント・SNS を活用した魅力発信及び空き店舗活用等に対する補助に加え、多様な得意分野を持つ人材を派遣する応援隊派遣事業を実施する。

また、空き店舗への新規出店に対する補助の対象要件を拡充するほか、まちの安心・安全を確保するため、アーケードや街路灯といった共同施設にかかる改修費等の補助等、引き続き商店街・小売市場の活性化にむけた支援も実施する。

さらに、物価高騰対策として、国の重点支援地方交付金を活用し、生産・流通・小売に関わる多様な市内事業者と連携した食支援事業を、年間を通じて切れ目なく実施する。

4. 神戸の魅力を活かした観光振興

(1) 戦略的な観光誘客の推進

①観光地における受入れ環境整備

(観光企画課)

観光産業の担い手不足等、観光地特有の地域課題を解消するため、有馬温泉地区において、旧有馬幼稚園舎を活用した児童預かり事業を、民間活力により実施する。



(有馬温泉天神泉源)

また、南海トラフ地震をはじめとする大規模災害に備え、観光客への情報発信、宿泊施設・交

通機関等、関係事業者との連携をはかりながら、観光危機管理体制を強化する。

さらに、誰もが安心して観光を楽しめる環境を整えるため、市内12か所で貸出可能な「どこでも車いす事業」を推進するとともに、ユニバーサルツーリズムを実施する事業者間の連携を強化する。

②広域周遊観光プロモーションの推進

(観光企画課)

神戸への観光需要を喚起させるため、SNS・現地メディアを通じた情報発信や現地旅行会社の招聘視察ツアー（ファミトリップ）等、ターゲットに応じたプロモーションを実施する。

また、神戸空港の国際化による経済効果を広く波及させるため、淡路島、せとうちエリア等、神戸以西と連携した一体的な魅力発信や周遊促進に取り組む。

③MICE 誘致の強化

(観光企画課)

MICE 施設の劣化度調査の結果やニーズを踏まえ、施設のリニューアルのあり方を検討する。

また、神戸空港国際化を契機として、ビジネス需要を創出するため、一定規模の国際会議等について施設利用料金を無料とし、経済波及効果が大きい国際会議・展示会の誘致を強化する。

(2) 多様な観光資源のブランド力向上

(企業立地課、観光企画課)

神戸ならではの多様な観光資源を活用した観光誘客を促進するため、「自転車で楽しむまち神戸」の情報発信や、「神戸登山プロジェクト」のさらなる拡充を図る。

また、神戸が有する豊かな食文化をきっかけとした国内外からの誘客を促進するため、神戸を象徴する食をテーマにしたPRイベントを実施する。



(自転車で楽しむまち神戸)

(3) ナイトタイムエコノミーの推進

(観光企画課)

経済波及効果の高い滞在型観光を推進するため、神戸ルミナリエを継続開催するほか、民間事業者と連携したナイトタイムコンテンツの造成及び発信することで、中心市街地での回遊と消費を促す取組みを支援する。

[II. 里山再生・持続可能な農漁業の振興]

1. こうべ里山 SDG s 農業の推進

(1) 多様な担い手の育成

(農政計画課、農業振興センター、農業委員会)

多様な農業の担い手を確保・育成するため、親元就農を含む農業の後継者に対する機械や施設等の導入支援を拡充するとともに、ラジコン草刈り機等のスマート農機の活用を促進する。

また、耕作放棄地の発生を防止するため、農業者以外が行う農業体験を通じたレクリエーション活動等、多様な利用ができる「だれでも農園」事業を実施する。



(スマート農機導入支援)

(2) 有害鳥獣・外来生物対策

(農政計画課、農業振興センター)

イノシシやアライグマ等による農作物被害および生活環境被害を防止するため、市民団体等新たな捕獲従事者を確保し、近年被害が拡大しているアライグマの捕獲体制を強化するとともに、捕獲罠や ICT 機器を活用した効率的な捕獲対策、農地への侵入防止柵の整備に対する支援を行う。

また、捕獲した個体を埋設する捕獲従事者の負担軽減やジビエ処理にかかる人材を育成するため、有害鳥獣処理拠点施設の整備に着手する。

(3) 里山・農村エリアの関係人口の創出

(農政計画課)

里山・農村エリアへの移住・定住を促進するため、移住の相談対応や移住体験、空き家改修支援等を継続して行うとともに、ゆったりと暮らせる戸建て住宅の供給を進める。

また、里山・農村エリアの関係人口創出のため、「道の駅淡河」の駐車場拡張等に着手する。



(里山住宅の供給)

(4) 地域循環型農業の推進

(農政計画課、農水産課、農業振興センター)

環境や生物多様性に配慮した有機農業をはじめとする地域資源循環型農業を推進するため、下水から回収された「こうべ再生リン」を配合した肥料「こうべハーベスト」および市内産堆肥の利用促進を継続するとともに、地域資源を利用して栽培した「BE KOBE 農産物」の普及拡大を図る。

また、里山の保全および地域資源の活用を推進するため、放置竹林を伐採・加工し、新たに家畜の敷料・堆肥等の農業利用を進めるとともに、畜産振興を推進するため、家畜防疫対策や但馬牛の流通促進を支援する。

さらに、水稻栽培における高温対策として、高温耐性品種の生育調査・収量試験を実施し、新品種の円滑な導入および収量の安定化に取り組む。

(5) 農業生産基盤の整備

(農政計画課)

豪雨等の自然災害による被害を防止・低減するため、ため池や水利施設・農道等の農業用施設を改修・廃止するとともに、ため池管理者の負担を軽減し、適正管理を推進するため、水位計等の ICT 機器の設置等による防災・減災対策を実施する。

また、ため池の新たな魅力創出や持続可能な維持管理方法を検討するため、農業用ため池の次代継承につなげる「こうべため池再生プロジェクト」として、調査・分析等を実施する。



(ため池管理システム)

2. 豊かな海づくりの推進

(1) 豊かな海洋資源の保全

(農水産課)

神戸の豊かな海を守るため、漁業者が中心となって実施する海底耕耘や海底清掃、藻場の形成・保全に対する支援のほか、栽培漁業センターで育てた稚魚の放流を実施する。

また、燃油価格高騰の影響を受ける漁業者の経営を安定させるため、国の重点支援地方交付金を活用し、漁業用燃油の経費を支援する。

(2) 安心安全な漁港の推進

(農水産課)

災害に対する安全性を確保するため、塩屋漁港における波浪対策や、平磯海づり公園における手すりの安全対策工事に取り組むほか、施設の老朽化に伴う栽培漁業センターの大規模改修を実施する。



(平磯海づり公園)

[III. 中央卸売市場の機能強化]

1. 中央卸売市場の機能強化

(本場、東部市場、西部市場)

中央卸売市場本場の機能強化を図るため、冷蔵庫や買荷保管所・大規模加工場棟の新築工事を進める等、引き続き再整備事業に取り組むとともに、本場水

産卸売場照明の LED 化をはじめ、各市場において、市場運営に必要な機能を維持するための施設改修を行う。また、近年の物流事情等に対応するため、東部市場の将来像について、場内事業者とともに検討する。

2. 市内及び近隣産地で生産された青果物の集荷促進 (経営課)

地産地消の推進と生産・流通・消費を通じた域内経済の好循環につなげるため、生産者団体・場内卸売業者と連携し、市内及び近隣産地の青果物の市場への集荷を促進する。